

世代を超えて交流を深める「中佐井寿会」

今回は、浅沢地区の中佐井寿会(小山田武美会長、会員33人)を紹介します。

〇クラブの活動理念は？

高齢者の集まりなので、無理をせずに、楽しみながら地域に貢献することをモットーに活動しています。

〇どんな活動を？

交通安全母の会と一緒に春と秋の10日間ほど、バスで小学校へ通う子どもたちの見守り活動をしています。また、野菜作り、小正月のみずき団子作りなど、祖父母らと親子の三世代交流を盛んに行っています。昨年は、子ども会と合同で大根の種まきをしました。秋には、みんなで食べきれないくらいの量を収穫し、子どもたちと喜び合いました。



三世代で取り組んだ大根の種まき

ほかにも、近所で声掛けによる会員相互の見守りやスポーツ大会、お花見を行い親睦を深めています。コロナ禍以前は、大名湯治の会で、県外の温泉に出かけたこともありました。



浅沢コミセン前で奉仕活動後に記念写真

〇今後の活動は？

若い人にも入会を呼び掛けるとともに、超高齢化社会の中にあっても、自分でできることを継続していくことの大切さ、地域への貢献活動の大切さを再認識し、老いを先送りできるような魅力ある活動を続けていきたいと考えています。

福祉 NETWORK

子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1106

ひとり親家庭に支給される 児童扶養手当とは？

◆児童扶養手当とは

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当です。

◆支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの児童(特別児童扶養手当2級に該当する程度以上の障害がある場合は20歳未満)を養育する母(父)または養育する祖父母などです。

◆支給要件

父母が婚姻を解消した児童や、父または母が死亡した児童、父または母が一定程度の障害の状態にある児童などを養育していること。

◆所得制限

受給資格者などの前年の所得が限度額を超える場合は、手当の全部または一部が支給されません。

◆支給額(令和5年4月現在)

扶養する児童数	手当(月額)	
	全部支給	一部支給
1人のとき	44,140円	所得に応じて左記の金額から10円単位で支給停止となります。 受給者または家族の所得が限度額を超えた人は全額停止となります。
2人のとき	54,560円	
3人のとき	60,810円	

◆詳しくは

右記QRコードを読み込み、ウェブサイトを確認してください。



詳細はこちら

◆児童扶養手当を受給している人へ

現在、児童扶養手当を受給している人(手当が全額停止になっている人も含む)は、引き続き要件を満たしているかどうかの審査があります。

市から現況届の書類を送付しますので、8月31日(木)までに手続きを済ませてください。